

「派遣切り」はやめさせられます

志位委員長の国会質問でハッキリ



民主大宮

NO. 112
 2009年3月
 日本共産党大宮支部
 電話 (52) 2422
 FAX (52) 2471
 メールアドレス
 kaneko-s@jcp-net.jp

3月末には、12万5000人が職を失う(厚労省)、製造業だけで40万人が解雇される(業界団体)ー日本共産党の国会論戦で、大企業の無法ぶりがつきぼりになり、「派遣切り」を撤回させる道が見えてきました。

「期間満了で派遣切り」はやむをえない!?

「派遣期間」が3年をこえる場合は、派遣先の企業が労働者に「直接雇用を申しこまなければならぬ」ーこの法律をのがれようと、製造業の大企業があみだしたのが派遣期間を「まかすための「偽装請負」」。その無法を社会から糾弾され、2006年にいっせいに「派遣」にきりかえた大企業は、「3月末で期間制限がくるから解雇もやむをえない」といいます。

すでに直接雇用すべき人たちがた

しかし、志位質問にたいして政府は、「偽装請負」で働いていた期間も、実際に同じ職場であれば派遣社員とみなされる」とはじめて答弁。「派遣切り」をの

ぐる状況は一変しました。実は、派遣労働者の多くがすでに「違法状態」におかれ、「期間満了で解雇」どころか、ただちに直接雇用の対象になることが明白になったのです。

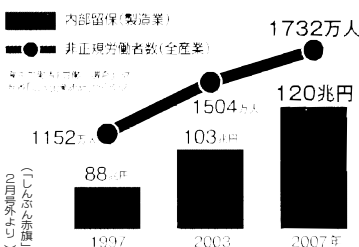
大企業は雇用を守る責任を果せ

しかも、かりに派遣労働者個人は半年働いていなくても、同一業務で、たとえば同じ製造ラインで、派遣労働者を3年をこえてつかった場合「も、そのラインで働く全員が直接雇用の対象となります。

大企業は、無法な「派遣切り」をただちに撤回し、雇用を守る社会的責任はたすべきです。

業績悪化”は言い訳になりません。グラフをのぞいてください。大企業がためこみ、株や証券の買いあさりにつきこんでいる内部留保のため1%をとりくすだけで、40万人の雇用を維持することは十分できます。

雇用をまもる体力は十分にある



日本共産党は、大企業の無法をただし「ルールある経済社会」をつくりま

日本は、大企業の横暴勝手があまりにひどすぎます。巨大な影響力をもつ大企業が、社会にたいする責任をきちんとはたし、だれもが人間らしく働ける「ルールある経済社会」へーこれが私たちのめざす新しい日本です。

労働者派遣法を

1999年以前にもどす抜本改正を

不安定雇用がこまてひろがったのは、1999年、日本共産党以外のすべての政党が賛成し、派遣労働を原則自由化にしてしまったからです。

日本共産党は、派遣法を1999年以前にもどすことを主張。実現にむけて、与野党に働きかけています。

企業献金をいっぺんうけとらなから実現できる

財界・大企業から献金をもらい、政策に注文をつけられて、通信簿で採点されているーこんな政党では、政治は変えられません。

日本共産党は、企業・団体からの献金をいっさいうけとりません。だから、国民の立場でハッキリものをいっことが出来ます。

金子卓議員の一般質問項目

- 景気悪化、雇用破壊に対する市行政の対策について
 - 職を失った方々に対する住居と生活の支援
 - 緊急一時避難所
 - 生活福祉資金制度
 - 生活保護行政
 - 国保税の減免制度
 - 緊急臨時職員の採用と周知
 - 市内事業者の経営を守る
 - セーフネット保証制度の積極的活用と周知
 - 市内業者優先の発注
 - 住宅リフォーム助成制度
 - 小規模事業者登録制度
- 市内循環交通システムについて
 - 市民アンケート、基本計画
 - 地域公共交通総合連携計画の策定
- 霞ヶ浦導水事業と市上水道事業について
 - 霞ヶ浦導水事業推進(促進)の再考
 - 「差止め裁判」提訴
 - 那珂川の環境悪化問題
 - 霞ヶ浦浄化に逆行する問題
 - 水余り問題
 - 市上水道事業
 - 泉水の受水
 - 同事業への行政評価
 - 水運用基本計画
 - 久慈川の清流を守る施策

日本共産党・金子議員の一般質問は、16日(月)の3番目です

一般質問の開会は午前10時です。傍聴をお願いします。

ぜひ、ご参加ください

景気と雇用、農業再生、社会保障...

志位委員長が
お話しします

ぜひ一度お聞き下さい

日本共産党演説会

4月8日(水)午後7時開会(9時)

水戸市民会館大ホール

(JR水戸駅南口より徒歩10分)

入場無料・どなたでも参加できます

雇用とくらしの困りごと

ずっと働いてきたのに雇止め、職と住居をいつべんに失うー日本共産党の国会論戦で大企業の無法ぶりがつきぼりになり、「派遣切り」を撤回させる道が見えてきました。大企業、大財団が、国民のくらしを脅かす。国民生活を守る改革の道をお話しします。ぜひお気軽にご参加下さい。

ひとりで悩まずご相談を
ご相談は県内各地の日本共産党事務所へ

茨城県委員会	029-247-6523
東京都委員会	029-221-7441
千葉県委員会	029-25-6511
群馬県委員会	029-821-5778
栃木県委員会	0294-53-8501

主催/日本共産党茨城県委員会

を撤回させる道が見えてきました。

▽大企業応援か、国民のくらし応援か。国民生活を守る日本改革の道をお話しします。



金子議員は、12月議会の一般質問でくらし・福祉の問題を取りあげました。

国民健康保険

資格証明書の発行問題

国民の4割が加入する国民健康保険で、滞納を理由に保険証を取りあげて窓口で医療費全額を払わなければならない資格証明書が発行されている世帯が33万世帯を超え、受診抑制や治療中断という問題が深刻化しています。本市ではこの資格証明書が6月1日現在で84世帯に発行されています。

厚生省が初めて公表した調査結果によると、資格証明書を発行していない自治体は551市町村と全体の3割を占めています。金子議員 国民健康保険税を払えない世帯のペナルティである資格証明書の発行を中止す



日本共産党・金子卓議員

ることを求めます。

保健福祉部長 機械的に一律に交付するのではなく納税相談をおこなっていますが、全く納税の意思を示さない滞納者に対して交付しています。引き続き同様に対応していきます。

子どもは即日保険証を

金子議員 何の責任もない子どもには資格証明書ではなく、市長の責任で無条件に保険証を即日交付すべきです。

市長 今後、保険証を交付する方向で検討していきたいと考えています。

国保税の減免基準の明確化

金子議員 9月議会の決算で滞納世帯のうち所得のない世帯が23%、所得100万円以下の世帯が24%もあることが明らかになりました。水戸市では、国保税の納付が困難である場合は減免されます。当市でも減免基準を明確にし生活困窮者の命と暮らしを守っていくべきです。市民部長 所得金額等について

仕事、くらしの悩み

お気軽に相談を

日本共産党

金子卓議員 (52)2422

画一的な減免基準を設けることは適当でない旨の判断をしています。

金子議員 条例に基づき市長が減免するのだから、一定の基準をつくることと一律に減免しないこととは矛盾しないと考えます。

特定健診の結果

健康問題は市民の大きな関心事です。公的医療制度を真に持続可能とする改革案のひとつとして「予防・公衆衛生や福祉施策に本腰を入れ、国民の健康づくりを推進する」ことが必要です。

金子議員 特定健診は11月で一巡しました。①メタボリックシンドロームリックの該当者と予備群の率、②メタボリックシンドロームより多いといわれる内臓脂肪はともなわれないが、高血圧、高血糖、脂質異常による循環器疾患の予備群の率、③当市の課題となっている人工透析の

導入を遅らせ医療費の伸びを抑えていくために、血尿酸と血清クレアチニンを健診項目に加え内容を充実させた新しい国民病といわれている慢性腎臓病の予備群の率を健診結果から説明してください。



保健福祉部長 11月末現在の特定健診受診率は43.4%です。受診をされた方のうち、いわゆるメタボリックシンドロームといわれる方が13.0%、メタボリックシンドロームに該当せず、高血圧・高血糖のリスク者は36.6%います。クレアチニン関係ですが、(慢性腎臓病)の予備群の方は8.5%います。

金子議員 受診率の低い若年の男性の受診の手立てはどのようにしているのでしょうか。保健福祉部長 本人の意識の問題が一番の課題になると思います。健康づくり推進員等のマンパワーによる受診勧奨をしていきたいと考えています。

妊産婦健診の助成

金子議員 妊産婦健診の助成ですが、国の責任による恒久的な無料化制度の創設に踏み出す

日本共産党の

赤旗

あなたもお読みください

日刊 2,900円

日曜版 800円

電話 (52)2422

べきと考えます。当市は今年度から5回まで助成することになりましたが、今後14回まで助成するかどうかお聞かせください。

子どものインフルエンザ予防接種の助成について

金子議員 子どものインフルエンザ予防接種の助成については、昨年の定例議会での答弁で「検討課題」と答えましたが、どうなのでしょう。高齢者と同様の助成を求めます。保健福祉部長 現在、協議検討しているところです。

就学援助制度の周知

金子議員 今まで内規でおこなわれていたのが「就学援助費支給要綱」がつけられました。その中に「生活状態が極めて悪く、就学に支障があると認められる者」とありますが、これに該当する

と判断する具体的な基準がありましたらお聞かせください。この制度の積極的な周知徹底を求めるのですが、具体的な方法を合わせてお聞きします。教育次長 生活状態については、生活保護基準を参考とし、算定するところになっています。

周知については、毎年学校に説明するとともに、保護者への周知をお願いしています。今後、市のホームページ、広報等を活用し保護者への周知をしていきたいと考えています。

金子議員 生活保護基準以下の所得であれば就学援助の対象となるのかどうか確認します。教育次長 具体的に生活保護基準額を参考にし、世帯の総所得と比較して算定し、マイナスになれば認定されます。

金子議員 ただいまの答弁を積極的に周知徹底して、ぜひ子どもたちが親の収入状況によって就学に事欠かないようにつけてほしいと思います。

※就学援助は憲法26条(義務教育の無償化)や学校教育法に基づいて、学校給食・学用品・修学旅行費などを援助するもの。生活保護法の教育扶助(要保護者 受給者)、それに準ずる程度に困窮している小中学生(準要保護者)が対象となります。県内多くの市町村では、就学援助制度を説明した文書を保護者に直接渡しています。